

令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験 受験案内

令和5年6月
横浜市人事委員会

◆募集職種◆

事務、社会福祉、心理、デジタル、土木、
建築、機械、電気、造園、環境、
衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士、保健師、
学校栄養、学校事務

第一次試験日 令和5年9月24日（日）

【申込受付期間】

6月22日（木）午前10時00分～7月19日（水）午前10時00分

（7月19日（水）午前10時00分までに横浜市電子申請・届出システムに到達したもので有効。）

◆注意事項◆

- ※1 本試験と、「令和5年度就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験」の両方を申し込むことはできません。なお、両試験の申込締切時点で、両方の申込みを行っている場合は、本試験の申込みを有効な申込みとして取り扱います。
また、本試験の締切以降に、申込みの申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することはできません。
- ※2 「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験 特別実施枠【SP1方式】」に申し込んだ人は受験できません。ただし、「障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考」及び「横浜市育児休業代替任期付職員採用候補者選考」については、重複して受験することができます。
- ※3 「令和5年度横浜市職員（高校卒程度、免許資格職など）採用試験（保育士区分）」との両方の申込みはできません。（詳細P3の年齢要件等をご確認ください。）
- ※4 申込締切直前は、アクセスが大変混雑するため、余裕をもって申し込んでください。いかなる場合でも締切を過ぎてからの申込みはできません。

【今年度の主な変更点】

- 新たに「学校栄養」、「学校事務」区分を募集します。
- 全区分の年齢要件を変更します。
令和4年度（旧）59歳まで（令和5年4月1日時点）
令和5年度（新）60歳まで（令和6年4月1日時点）

1 試験区分、採用予定人員及び職務概要

試験区分	採用予定数	職務概要
事務	30人程度	区役所や局などに配属され、一般行政事務に従事します。
社会福祉	15人程度	主に、区役所（福祉保健センター）、児童相談所等の専門相談機関、社会福祉施設、局などで、相談支援、調査、指導、福祉に関する企画・立案などの業務に従事します。
心理	10人程度	主に、児童相談所や教育委員会事務局などで、相談・支援及び心理診断、心理治療などの業務に従事します。
デジタル	5人程度	主に、ICT利活用施策の企画立案及び行政デジタル化の推進、庁内各種システムの開発・運用等に関する事務に従事します。
土木	30人程度	主に、総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾、地下鉄などの計画・建設において、土木関係の専門的技術の業務に従事します。
建築	15人程度	主に、総合的な都市整備や、公共施設（庁舎・学校・地下鉄など）の建設、開発・建築指導などの業務に従事します。
機械	10人程度	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの機械設備について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
電気	15人程度	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの電気設備（主に強電）について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
造園	6人程度	主に、都市公園や緑地、街路樹に係る設計・工事監督・維持管理及び開発に伴う緑化協議などの業務に従事します。
環境	数人	主に、工場の規制指導、大気・水質等の理化学分析、上下水処理等の水質管理、生態系や環境保全のための調査研究、地球温暖化対策など環境施策に係る企画・立案などの業務に従事します。
衛生監視員 (獣医師免許 所持者)	5人程度	主に、動物愛護センターにおける動物の健康管理などの業務や、食肉衛生検査所におけると畜検査などの業務に従事します。また、医療局や区役所、市場などで、食品関係施設や環境衛生関係施設などに対する監視指導・検査や、動物の保護管理等の業務に従事します。
保育士	5人程度	保育所、一時保護所、児童養護施設、母子生活支援施設などで保育業務に従事します。施設によって深夜業を含む交替制勤務もあります。
保健師	5人程度	区役所（福祉保健センター）などで母子、高齢者、障害者等の保健福祉に関する相談・支援のほか、専門性を生かし、地域活動を通じた市民の健康づくりをサポートする業務や感染症対応などの健康危機管理業務に従事します。
学校栄養	5人程度	小学校・義務教育学校・特別支援学校などで、学校給食の献立作成、栄養指導など給食管理全般に関する業務に従事します。
学校事務	5人程度	市立の小・中・義務教育・特別支援学校で学校事務（庶務・経理・給与事務などを通じた学校経営への参画）に従事します。

※ 配属にあたっては、これまで培ってきた知識、経験等を生かした職務をはじめ、能力、適性、実績を生かして幅広い職務分野に配置されます。

※ 採用予定数については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

【注意事項】

- (1) 機械・電気・保育士以外の職種も、交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
- (2) 企業局を含む、横浜市の全組織に配属される可能性があります。
- (3) 複数の申込みはできません（複数の申込みをした場合、最終的に申請を受付した申込み内容を有効とします。）。

2 受験資格

- ◆ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。この場合、受験を無効とさせていただきます。
- ◆ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- ◆ 本試験と、「令和5年度就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験」の両方を申し込むことはできません。なお、両試験の申込締切時点で、両方の申込みを行っている場合は、本試験の申込みを有効な申込みとして取り扱います。
また、本試験の締切以降に、申込みの申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することはできません。
- ◆ 「令和5年度横浜市職員（社会人）採用試験【SPI方式】」に申し込んだ人は受験できません。
- ◆ 「令和5年度横浜市職員（高校卒程度、免許資格職など）採用試験（保育士区分）」との両方の申込みはできません。両方に申し込んでいた場合、最終的に申請を受付した申込みを有効なものとして取り扱います。

(1) 全区分共通

ア 年齢要件等

試験区分	年齢要件	国籍	その他 ※最終合格発表後、受験資格が確認できる次の書類を提出できる人
事務、土木、建築、機械、電気、造園、環境、学校事務	昭和38年4月2日から平成5年4月1日までに出生した人	問いません	・ 職歴証明書
社会福祉			・ 職歴証明書 ・ 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録証の写し
心理			・ 職歴証明書 ・ (2)ウの別表1に掲げるいずれかの卒業又は修了証明書
デジタル			・ 職歴証明書 ・ (2)エの別表2に掲げるいずれかの試験に合格していることを証明するものの写し
衛生監視員 (獣医師免許所持者)		日本国籍を有する人	・ 職歴証明書 ・ 獣医師免許証の写し
保健師		問いません	・ 職歴証明書 ・ 保健師免許証の写し
保育士	・ 職歴証明書 ・ 保育士証（保育士登録証）又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の写し		
学校栄養	・ 職歴証明書 ・ 栄養士又は管理栄養士免許証の写し		

外国籍職員の担当業務については、19ページを参照してください。

※なお、勤務・活動経験及び資格登録・学歴・免許取得の証明ができなかった場合は、採用することができません。

イ 次の(ア)、(イ)に該当する人は受験できません。

(ア) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(イ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

試験区分ごとの詳しい受験資格などは、5～11 ページで確認してください。

(2) 試験区分ごとの受験資格

ア 事務、土木、建築、機械、電気、造園、環境、学校事務

(1) 又は(2)に該当する人

(1) 民間企業等における職務経験を平成28年7月1日から令和5年6月30日までの間に5年以上有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。
- ・「5年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します（同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(2) 青年海外協力隊等としての活動経験を平成28年7月1日から令和5年6月30日までの間に2年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

イ 社会福祉

(1) 又は(2)に該当する人

(1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、社会福祉施設等における相談援助に関する職務経験を平成28年7月1日から令和5年6月30日までの間に5年以上有する人

【職務経験について】

- ・「社会福祉施設等」には、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などが該当します。
- ・「相談援助に関する職務経験」の具体例
(該当する主な職務経験)
上記施設でのケアマネジャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員の業務。
(該当しない職務経験)
 - ・上記施設での勤務であるが、施設の利用者又はその家族等への生活の助言・指導等相談援助業務に直接的に携わっていない場合（介護職員など）。
 - ・保育所で保育士として従事していた場合
- ・「5年以上」とは、社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、それぞれの社会福祉施設等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します（同時期に複数の社会福祉施設等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、青年海外協力隊等として海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験を平成28年7月1日から令和5年6月30日までの間に2年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の社会福祉施設等における相談援助に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

ウ 心理

(1) 又は (2) に該当する人

(1) 【別表 1】に挙げるいずれかを修めて卒業・修了した後、福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する職務経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上有する人

【職務経験について】

- 「福祉・司法・教育・医療施設」には、以下の施設が該当します。

福祉…児童相談所、児童養護施設など

司法…家庭裁判所、少年鑑別所、少年院など

教育…学校、教育委員会など

医療…総合病院精神科・小児科、精神科クリニックなど

- 「心理診断等に関する職務経験」の具体例

(該当する主な職務経験)

上記施設での心理診断、心理ケア及びコンサルテーションなどの業務。

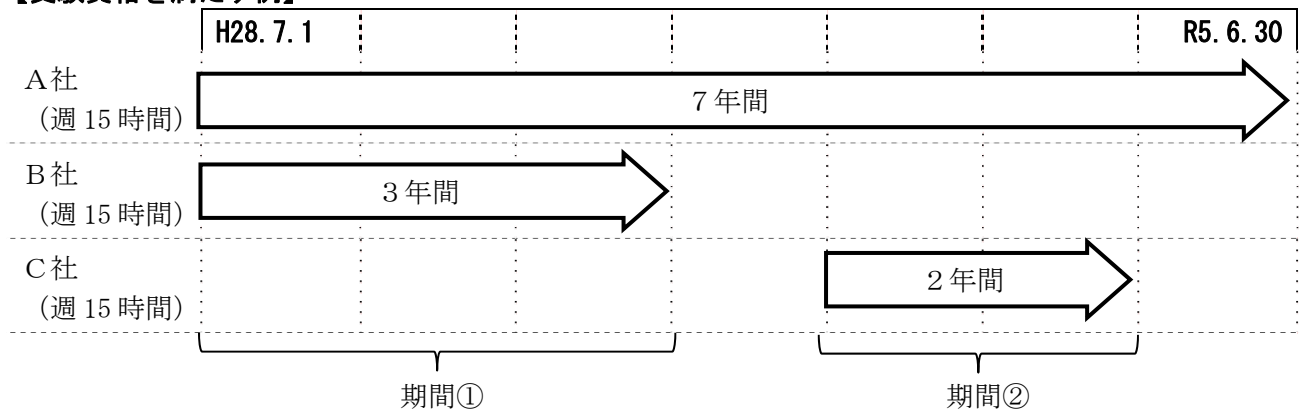
(該当しない職務経験)

学校等での勤務であるが、主に心理診断等に関する業務に直接的に携わっていない場合（教員業務における生徒からの相談など）。

- 「5 年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務（※）を 2 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・団体等に週 30 時間以上勤務していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

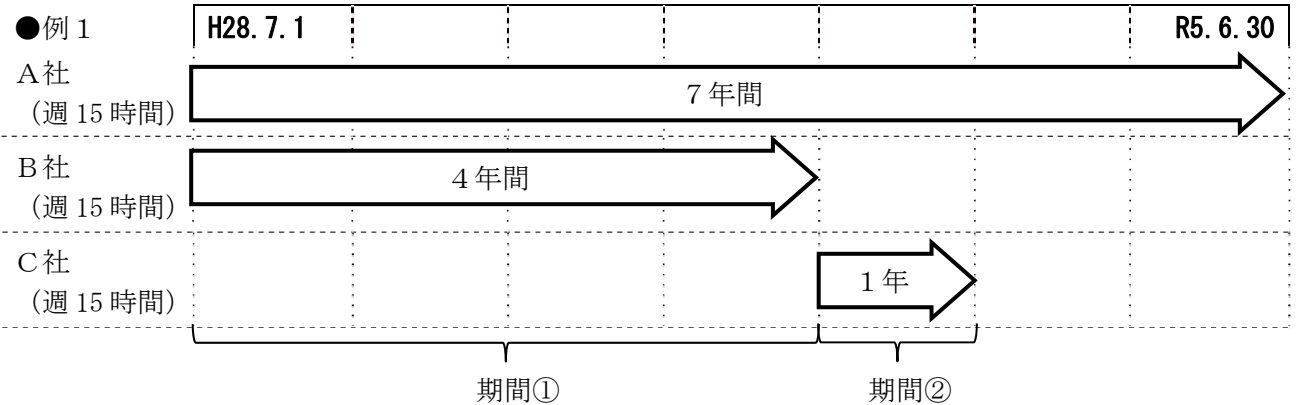
※ 同時期に複数の企業・団体等に勤務し、それぞれの企業・団体等における週の勤務時間は 30 時間未満であり、それらの勤務時間を合計すると週 30 時間以上となる場合を含みます。ただし、勤務した期間が 2 年未満の企業・団体等の経験は、週の勤務時間の合計に含めることはできません。

【受験資格を満たす例】

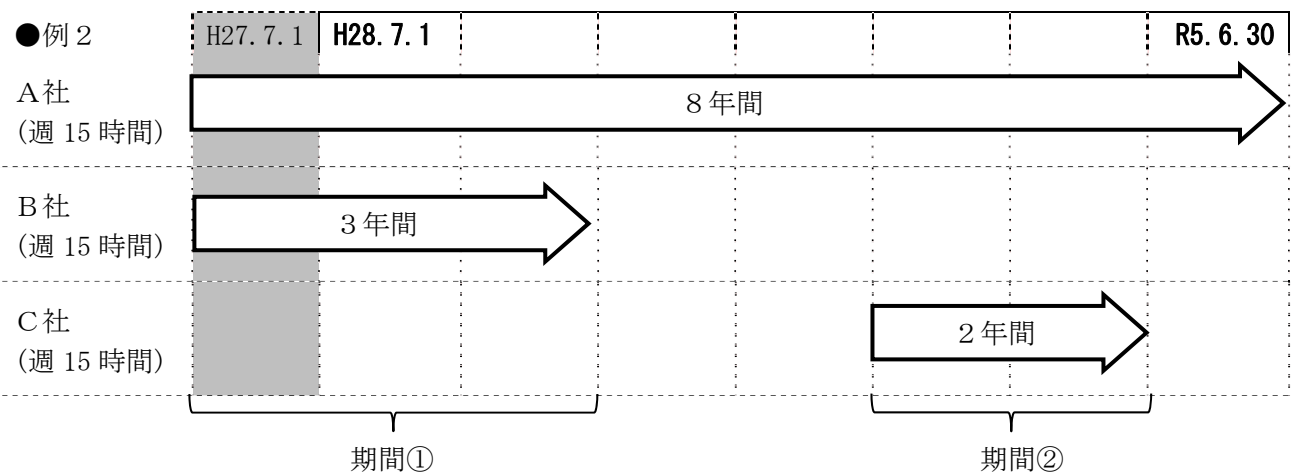


⇒期間①（3 年間）と期間②（2 年間）はそれぞれ週の勤務時間が 30 時間以上であり、A 社・B 社・C 社の勤務期間はいずれも 2 年以上継続していることから、通算して 5 年間の職務経験として扱います。

【受験資格を満たさない例】



⇒期間①（4年間）と期間②（1年間）はそれぞれ週の勤務時間が30時間以上ですが、C社での勤務は2年未満であるため、通算することができず、期間①の4年間のみを職務経験として扱います。



⇒期間①（3年間）と期間②（2年間）はそれぞれ週の勤務時間が30時間以上であり、A社・B社・C社の勤務期間はいずれも2年以上継続していますが、期間①のうち1年間は受験資格に該当しない時期にあたるため、職務経験の通算は4年間（5年未満）です。

(2) 【別表1】に挙げるいずれかを修めて卒業・修了した後、青年海外協力隊等として海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動経験を平成28年7月1日から令和5年6月30日までの間に2年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動経験」には、日系社会青年ボランティアとして海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理診断等に関する活動に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます）。

【別表1】

1	学校教育法による大学における、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程
2	学校教育法による大学院における、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程
3	外国の大学における、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程

エ デジタル

(1) 又は (2) に該当する人

(1) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する（平成 16 年 1 月以前に（財）日本情報処理開発協会が実施したものを含む。）、【別表 2】に挙げるいずれかの試験に平成 13 年から申込み締切までの間に合格（見込み不可。）し、かつ、民間企業等における職務経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。
- ・「5 年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 2 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(2) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する（平成 16 年 1 月以前に（財）日本情報処理開発協会が実施したものを含む。）、【別表 2】に挙げるいずれかの試験に平成 13 年から申込み締切までの間に合格（見込み不可。）し、かつ、青年海外協力隊等としての活動経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 2 年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

【別表 2】

1	基本情報技術者試験	2	応用情報技術者試験
3	ITストラテジスト試験	4	システムアーキテクト試験
5	プロジェクトマネージャ試験	6	ネットワークスペシャリスト試験
7	データベーススペシャリスト試験	8	エンベデッドシステムスペシャリスト試験
9	ITサービスマネージャ試験	10	システム監査技術者試験
11	情報処理安全確保支援士試験	12	情報セキュリティスペシャリスト試験
13	システムアナリスト試験	14	アプリケーションエンジニア試験
15	ソフトウェア開発技術者試験	16	テクニカルエンジニア試験 (ネットワーク、データベース、システム管理、 エンベデッドシステム、情報セキュリティのいずれか)
17	情報セキュリティアドミニストレータ試験	18	上級システムアドミニストレータ試験

オ 衛生監視員（獣医師免許所持者）

(1) 又は (2) に該当し、日本国籍を有する人

(1) 獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）の規定による獣医師の免許を取得した後、民間企業、病院等における獣医師としての職務経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上 有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業、病院等における獣医師としての職務経験」には、会社員、公務員、勤務医、開業医、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。
- ・「5 年以上」とは、獣医師法の規定による獣医師の免許を取得した後、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・病院等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(2) 獣医師法の規定による獣医師の免許を取得した後、青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 2 年以上 有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

カ 保育士

(1) 又は (2) に該当する人

(1) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、保育所等で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭としての職務経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上 有する人

【職務経験について】

- ・「保育所等」には、保育所、児童福祉施設、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、児童養護施設、児童相談所、認定こども園、乳児院、幼稚園、許可外保育施設などが該当します。
- ・「保育士、保育教諭又は幼稚園教諭としての職務経験」には、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。
- ・「5 年以上」とは、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の保育所等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(2) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、青年海外協力隊等として海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 2 年以上 有する人

【活動経験及び保育士登録について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとして、海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の保育所等における保育士又は幼稚園教諭としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。
- ・令和 6 年 3 月 31 日時点で、保育士の登録（国家戦略特別区域限定保育士の登録の日から起算して 3 年を経過したものを含む）又は神奈川県内における国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けていることを要します。

キ 保健師

(1) 又は (2) に該当する人

(1) 保健師免許を取得した後、民間企業、病院、自治体等における保健師、看護師又は助産師としての職務経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 5 年以上有する人

【職務経験について】

- ・「民間企業、病院、自治体等における保健師、看護師又は助産師としての職務経験」には、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。

(受験資格に該当しない職務経験)

病院等での勤務であるが、保健師、看護師又は助産師の資格を要する業務に直接的に携わっていない場合（医療機関における事務職員など）。

- ・「5 年以上」とは、保健師免許を取得した後、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であることを要します（同時期に複数の企業・病院等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

(2) 保健師免許を取得した後、青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に 2 年以上有する人

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、継続した 2 年以上の期間であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

ク 学校栄養

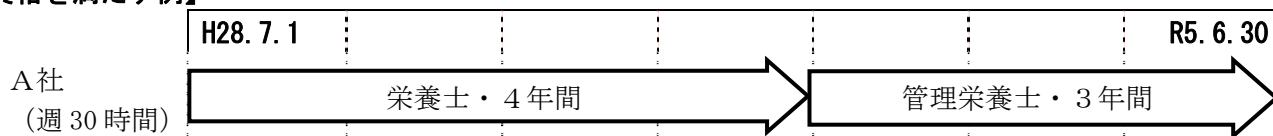
(1) 又は (2) に該当する人

(1) 栄養士法の規定による栄養士又は管理栄養士の免許を取得した後、民間企業、病院、自治体等における栄養士又は管理栄養士としての職務経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に **5 年以上有する人**

【職務経験について】

- ・「民間企業、病院、自治体等における栄養士又は管理栄養士としての職務経験」には、学校勤務での栄養職員、教育職員免許法の規定による栄養教諭のほか、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO 法人等の経験も含まれます。
- ・「5 年以上」とは、**栄養士法の規定による栄養士又は管理栄養士の免許を取得した後、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を 2 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上**であることを要します（同時期に複数の企業・病院等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。）。

【受験資格を満たす例】



⇒栄養士として4年間、管理栄養士として3年間勤務しているような場合も、栄養士及び管理栄養士の勤務年数をそれぞれ職務経験として扱います。

(2) 栄養士法の規定による栄養士又は管理栄養士の免許を取得した後、青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動経験を平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間に **2 年以上有する人**

【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の民間企業、病院等における栄養士又は管理栄養士としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2 年以上」とは、**継続した 2 年以上の期間**であることを要します（留学としての期間は除きます。）。

受験資格にかかる経験年数については、必ず次ページで確認してください。

～ 受験資格にかかる経験年数について ～

エントリーシートを入力する前に必ず確認してください！

受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験は受験できません。最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合、合格を取り消します。

24ページの「14 よくある質問」も併せて必ず確認してください。

それ以外の不明な点は、人事委員会事務局任用課に問い合わせてください。

① 受験資格算入期間・・・平成28年7月1日から令和5年6月30日まで

- ・受験資格算入期間は直近7年（平成28年7月1日から令和5年6月30日まで）です。この期間外の経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。
- ・育児・介護休業、産前産後の休業期間の取扱いについては、②を参照してください。

② 継続勤務・活動要件・・・それぞれの企業・団体等において2年以上継続している勤務・活動（社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士及び保健師区分の勤務については1年以上）**【年数計算の方法】**

- ・年数は、勤務・活動を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。
 (例) R2. 2. 1～R4. 1. 31 → 2年 R1. 9. 7～R4. 9. 6 → 3年
- ・月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。
 (例) H29. 4. 16～R5. 3. 15 → 5年11月
 ※ 起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。
 (例) H30. 7. 31～R4. 2. 28 → 3年7月
- ・勤務・活動を終了した月において応当日前日より前に勤務・活動が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
 (例) R1. 10. 30～R4. 5. 23…2年6月+24日 → 2年6月
 H29. 8. 2～R4. 5. 31…4年9月+30日 → 4年10月

【育児・介護休業と産前産後の休業の取扱いについて】**〈育児・介護休業〉**

平成28年7月1日から令和5年6月30日までの間に育児・介護休業を取得した期間がある場合は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、職務経験に含めることができます。

なお、休業期間がある場合は、必ずエントリーシートの指定の入力欄に入力してください。

〈産前産後の休業〉

産前産後の休業期間は、継続して勤務・活動している期間を職務経験に含めることができます。

※ 産前産後の休業とは、労働基準法第65条に基づくものをいいます。

【受験資格の算入について】

2年未満の職務経験は、受験資格として算入できません。

※ 社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士及び保健師区分は1年未満

(例) R2. 8. 1～R4. 6. 30…1年11月 → 0年

ただし、同一の雇用者に実態として2年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が2年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

- ・平成28年6月30日以前から2年以上継続している勤務・活動については、平成28年7月1日以降の期間に限り職務経験に算入することができます。

(例) H24. 4. 1～H30. 3. 31の勤務・活動 → H28. 7. 1～H30. 3. 31の1年9月を職務経験に算入可。

- ・連続した1月以上の無給の休業期間（産前産後の休業及び育児・介護休業を除く）は、職務経験に含むことはできません。休業期間がある場合は、期間が分かるように入力してください（次頁エントリーシート入力例参照）。
- ・同じ企業・団体等の勤務・活動の中に1月以上の無給の休業期間がある場合、休業期間前後の勤務・活動は継続するものとします。
- ・出向等の期間がある場合、期間及び出向先が分かるように記載してください（次頁エントリーシート入力例参照）。

**③ 職務・活動経験年数要件…①・②を満たす職務・活動経験が通算で民間企業等での職務経験：5年以上
又は 国際貢献活動経験：2年以上**

(例1) A社：H21.4.1～H30.6.30…2年0月 B社：H30.8.7～R4.6.30…3年10月
2年0月+3年10月 → **5年10月** (※下記エントリーシート入力例1参照)

(例2) A社：H23.5.7～R1.8.6 (無給の休業期間2月) …2年11月 (無給の休業期間2月は職務経験に含まない)
B社：R2.3.1～R5.6.30…3年4月
2年11月+3年4月 → **6年3月** (※下記エントリーシート入力例2参照)

(例3) A社：H27.4.1～R4.6.30 (2年間の育児休業を1回、1年間の育児休業を1回取得。休業取得後復職あり)
…6年0月 (育児休業取得後に同一企業等に復職しているため、休業期間を受験資格該当職務経験として
通算可能)
→ **6年0月** (※下記エントリーシート入力例3参照)

【エントリーシート入力例1】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格 該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
平成21年4月1日から 平成30年6月30日まで	9年3月	2年0月	(株) A社 (H26.8.1～H29.2.28 〇〇商会(株)に出向)	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。出向先では財務諸表の作成に携わった。	正社員
平成30年8月7日から 令和4年6月30日まで	3年10月	3年10月	(有) B社	主任として、在庫管理を担当。△△支店に異動後、経理研修の企画立案を行う。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		5年10月	← 平成28年7月1日から令和5年6月30日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

【エントリーシート入力例2】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格 該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
平成23年5月7日から 令和元年8月6日まで	8年3月	2年11月	(株) A社	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。	正社員
令和2年3月1日から 令和5年6月30日まで	3年4月	3年4月	(有) B社	主任として、在庫管理を担当。△△支店に異動後、経理研修の企画立案を行う。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		6年3月	← 平成28年7月1日から令和5年6月30日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

順序	休業・休職期間	休業・休職年数	種類
1	平成29年10月1日から 平成29年11月30日まで	0年2月	病気休業

【エントリーシート入力例3】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格 該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
平成27年4月1日から 令和4年6月30日まで	7年3月	6年0月	(株) A社	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		6年0月	← 平成28年7月1日から令和5年6月30日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

順序	休業・休職期間	休業・休職年数	種類
1	平成28年10月1日から 平成30年9月30日まで	2年0月	育児休業
2	令和3年6月1日から 令和4年5月31日まで	1年0月	育児休業

3 試験の日時、会場及び合格発表

- ◆ 日程は予定のため、変更する可能性があります。
- ◆ 試験日時の変更は受け付けることができません。
- ◆ 第一次試験は、当日の災害等の影響により、開始時間を最大2時間程度遅らせることがあります。
- ◆ 合格者の決定及び配点については、P.18 を御確認ください。

(1) 事務

日 時	合格発表日
教養、論文 9月24日(日) 【着 席】午前8時50分 【試験終了】午後2時頃	10月6日(金) 午前10時
面接Ⅰ 10月21日(土)、22日(日)、28日(土)のいずれか1日を指定	11月10日(金) 午前10時
面接Ⅱ 11月23日(木・祝)、25日(土)のいずれか1日を指定	12月8日(金) 午前10時

(2) 社会福祉・衛生監視員(獣医師免許所持者)・保健師

日 時	合格発表日
論文 9月24日(日) 【着 席】午前11時20分 【試験終了】午後1時頃	12月8日(金) 午前10時
面接 11月3日(金・祝)、4日(土)、11日(土)、18日(土)のいずれか1日を指定	

(3) 心理・デジタル・学校事務

日 時	合格発表日
教養、論文 9月24日(日) 【着 席】午前8時50分 【試験終了】午後2時頃	10月23日(月) 午前10時
面接 11月3日(金・祝)、4日(土)、11日(土)、18日(土)のいずれか1日を指定	12月8日(金) 午前10時

(4) 土木・建築・機械・電気・造園・環境

日 時	合格発表日
専門 9月24日(日) 【着 席】午前11時20分 【試験終了】午後2時頃	10月23日(月) 午前10時
面接 11月3日(金・祝)、4日(土)、11日(土)、18日(土)のいずれか1日を指定 ※ 3分以内のプレゼンテーションを含みます(詳細については、第一次試験合格者に通知します。)。	12月8日(金) 午前10時

(5) 保育士、学校栄養

日 時	合格発表日
専門、論文 9月24日(日) 【着 席】午前11時20分 【試験終了】午後4時頃	10月23日(月) 午前10時
面接 11月3日(金・祝)、4日(土)、11日(土)、18日(土)のいずれか1日を指定	12月8日(金) 午前10時

全区分共通

日時・会場等	<第一次試験> (社会福祉・衛生監視員(獣医師免許所持者)・保健師の論文含む) 会場や持ち物等の詳細は、受験票やホームページ等で案内しますので、必ず確認してください。 <第二次試験> ・日時・会場等は、第一次試験合格者に通知します。 ・社会福祉、衛生監視員(獣医師免許所持者)及び保健師区分の面接については、10月23日(月)に論文受験者に通知を発送します。 <第三次試験> (事務のみ) 日時・会場などは、第二次試験合格者に通知します。
合格・不合格通知	・第一次試験は、合格者にのみ文書で通知します。 ・第二次・第三次試験受験者には、合否にかかわらず文書で通知します。 ・社会福祉、衛生監視員(獣医師免許所持者)及び保健師区分は受験者全員に文書で通知します。 ・通知は、各合格発表日に発送します。
合格発表方法	・ホームページに1週間掲載します。 ※ 通知書が郵便事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、合否は必ずホームページで確認してください。

※ 受験した区分における全試験科目のうち、1つでも受験していない科目があった場合、それ以降の試験は棄権とみなし、受験することはできません。

・合否についての電話による問合せは一切お断りします。人事委員会事務局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

4 試験結果について

第一次試験の結果については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」第6条の規定により口頭で開示請求することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、受験者本人が直接来庁してください。

なお、その際には本人確認を行いますので、第一次試験で配付する受験番号カードを持参してください。

試験	開示請求ができる人	開示内容	開示場所など
第一次試験	第一次試験不合格者 (本人に限る。)	・当該試験の総合順位 ・各試験科目の得点 ・総合得点及び合格点	【期間】それぞれの試験の合格発表日から2週間 【場所】人事委員会事務局任用課(市庁舎17階) 【時間】8:45~17:00(土日、祝日・休日を除く。)

◆ 開示までの流れ

- (1) 横浜市庁舎3階の受付で入館証を受け取ってください。
- (2) 市庁舎17階の南側受付までお越しいただき、受付備え付けの電話で任用課を呼び出してください。
- (3) 試験結果の開示請求のため受付に来ている旨を伝えてください。

◆ 第二次試験・第三次試験不合格者(※1)及び最終合格者(※2)には、試験の結果を通知に記載して送付します。

<記載内容>

当該試験の総合順位、各試験科目の得点、総合得点及び合格点

なお、順位及び成績は、採用・配属に影響するものではありません。

(※1) 社会福祉、衛生監視員(獣医師免許所持者)及び保健師区分の不合格者含む

(※2) 社会福祉、衛生監視員(獣医師免許所持者)及び保健師区分の合格者含む

5 試験の内容及び出題分野

教養・専門の例題及び論文の過去の出題及び学校事務、学校栄養区分の論文の例題を、ホームページに掲載しています。

(1) 事務

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	教養 (択一式)	2時間	公務員として必要な一般的知識(法律・政治、経済、社会・一般事情、人文科学、自然科学など)及び一般的知能(文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など)についての筆記試験〔40問全問解答〕
第二次試験	論文	1時間	与えられた課題に対する論文(字数750字以内)
	面接Ⅰ	—	個別面接
第三次試験	面接Ⅱ	—	個別面接

(2) 社会福祉・衛生監視員(獣医師免許所持者)・保健師

試験科目	試験時間	内 容
論文	1時間	与えられた課題に対する論文(字数750字以内)
面接	—	個別面接

(3) 心理・デジタル・学校事務

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	教養 (択一式)	2時間	公務員として必要な一般的知識（法律・政治、経済、社会・一般事情、人文科学、自然科学など）及び一般的知能（文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験〔40問全問解答〕
第二次試験	論文	1時間	与えられた課題に対する論文（字数750字以内）
	面接	—	個別面接

(4) 土木・建築・機械・電気・造園・環境

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	専門 (択一式)	2時間	専門知識についての筆記試験（出題分野は次頁【専門科目の主な出題分野】を参照してください。）〔30問全問解答〕
第二次試験	面接	—	個別面接、プレゼンテーション

(5) 保育士・学校栄養

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	専門 (択一式)	2時間	専門知識についての筆記試験（出題分野は次頁【専門科目の主な出題分野】を参照してください。）〔40問全問解答〕
第二次試験	論文	1時間	与えられた課題に対する論文（字数750字以内）
	面接	—	個別面接

【専門科目の主な出題分野】

試験区分	出題分野
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む。）、造園関連基礎
環境	数学・物理、物理化学、分析化学、生物学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、環境科学
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
学校栄養	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営

6 合格者の決定及び配点

(1) 第一次試験の合格者は、教養又は専門（事務・心理・デジタル・学校事務は教養、土木・建築・機械・電気・造園・環境・保育士・学校栄養は専門）の結果により決定します。

※ 論文は第二次試験科目ですが、第一次試験日に同会場で実施し、論文の採点は第一次試験合格者のみ行います。

(2) 事務の第二次試験の合格者は、面接Ⅰ及び論文の結果により決定します。

(3) 事務の第三次試験の合格者は、第一次試験及び第二次試験の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第三次試験（面接Ⅱ）の結果と総合して決定します。

(4) 心理、デジタル、土木、建築、機械、電気、造園、環境、保育士、学校栄養及び学校事務区分の第二次試験の合格者は、第一次試験の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次試験の結果と総合して決定します。

(5) 社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）及び保健師区分の合格者は論文及び面接の結果により決定します。

(6) どの試験段階においても、いずれかの試験科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。

また、どの試験段階においても、受験していない科目がある場合は、得点換算されません。

		第一次試験		第二次試験		第三次試験	総合点
		教養	専門	論文	面接 (事務は面接Ⅰ)	面接Ⅱ	
事務	第一次試験得点	410	—	—	—	—	410
	第二次試験得点	—	—	100	200	—	300
	第三次試験得点	15	—	15	30	600	660
心理 デジタル 学校事務	第一次試験得点	400	—	—	—	—	400
	第二次試験得点	40	—	200	600	—	840
土木 建築 機械 電気 造園 環境	第一次試験得点	—	300	—	—	—	300
	第二次試験得点	—	30	—	600	—	630
保育士 学校栄養	第一次試験得点	—	400	—	—	—	400
	第二次試験得点	—	40	200	600	—	840

※ 小数点以下の点数は切り捨てます。

社会福祉 衛生監視員（獣医師免許所持者） 保健師	論文	面接	総合点
	100	300	400

7 外国籍職員の担当業務について

外国籍の方が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

1 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

(1) 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

公権力の行使にあたる業務が含まれる区分と代表的な業務の具体例

<公権力の行使にあたる業務が含まれる区分>

事務、社会福祉、土木、建築、環境

<代表的な業務の具体例>

- | | |
|------|--|
| 事務 | : 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、設備の設置命令、各種規制など |
| 社会福祉 | : 生活保護の決定など |
| 土木 | : 都市計画決定、開発規制など |
| 建築 | : 建築行為の制限など |
| 環境 | : 各種規制など |

(2) 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算審査、組織人事労務管理など）が該当します。

2 昇任について

横浜市には係長昇任試験制度があり、外国籍の職員も受験できます。

上記の1(1)(2)に該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後に、本試験の過程において不正行為が判明した場合、受験資格がないこと（職務経験の証明ができない場合を含む。）、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- (3) 採用の時期は、原則として令和6年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (4) 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった際には、採用されない場合があります。
- (5) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (6) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。
※ 横浜市の一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの3つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身につける職員）として採用されます。
- (7) 職員の定年年齢は、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」により、61歳に到達した年度の年度末と定められています。（令和5年4月時点）
※定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。

9 給与

対象者	給与月額例（地域手当を含む。）
事務 デジタル 土木 建築 機械 電気 造園 環境 学校事務	<ul style="list-style-type: none"> ・22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が6年、青年海外協力隊経験が2年あり、無職の期間2年を経て、採用時の年齢が32歳の場合 →258,680円 ・22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合 →263,436円 ・22歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →303,804円
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・22歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として児童福祉施設における職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合 →284,148円 ・22歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として児童福祉施設における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →333,796円 ※ 初任給調整手当を含む。
心理	<ul style="list-style-type: none"> ・22歳で大学を卒業し、正規職員として総合病院精神科における職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合 →281,648円 ・22歳で大学を卒業し、正規職員として総合病院精神科における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →331,296円
衛生監視員 (獣医師免許 所持者)	<ul style="list-style-type: none"> ・24歳で6年制大学を卒業と同時に獣医師免許を取得後、正規職員として病院における職務経験が8年あり、採用時の年齢が32歳の場合 →286,172円 ・24歳で6年制大学を卒業と同時に獣医師免許を取得後、正規職員として病院における職務経験が16年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →333,384円
保育士	22歳で大学を卒業と同時に保育士に登録後、正規職員として保育所における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →331,296円
保健師	22歳で大学を卒業と同時に保健師免許を取得後、正規職員として病院における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →337,908円
学校栄養	22歳で大学を卒業と同時に栄養士免許を取得後、正規職員として学校における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合 →325,960円

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

令和5年6月現在の初任給の目安は上表のとおりです。

なお、個々の採用前の職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は340,576円（地域手当を含む）となります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。

60歳到達後の最初の4月1日以後の給与月額は、それ以前の7割水準となります。（60歳で採用された場合、上記初任給も7割水準となります。）

また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

10 勤務時間及び休暇等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。職種や配属される職場によっては、早番・遅番・土日祝日勤務・夜間勤務・24時間の交替勤務（当直勤務）もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

(2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇・病気休暇・結婚休暇・出生支援休暇・出産休暇・介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

(3) 受動喫煙防止対策等

横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。

なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

※ 上記内容は、令和5年6月現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

11 申込方法

申込みはインターネットで行ってください（スマートフォンも可）。

- ※ 複数の申込みはできません。複数の申込みをした場合、最終的に申請を受付した申込み内容を有効とします。
- ※ 7月19日（水）午前10時00分以降に申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することができません。
- ※ 申込締切直前は、アクセスが大変混雑します。システム機器の保守点検等により、インターネット申込受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、申込締切前日までに申込みを完了させるなど、余裕を持って申し込んでください。
- ※ なお、使用される端末や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも申込受付期間を過ぎての申込みは無効です。

【手順】

1 利用環境の確認

- ・申込みをした人には、横浜市電子申請・届出システム上で受験票（PDFファイル）を発行します。この受験票を印刷するためには、プリンターとPDFファイルが閲覧できるビューア（Adobe Acrobat Reader DCなど）が必要になります。
- ・ブラウザなどの動作環境については、横浜市電子申請・届出システムのページ下[動作環境]や[ヘルプ]>「横浜市電子申請・届出システム操作マニュアル」を確認してください。

2 横浜市電子申請・届出システムへの登録

申込みにはシステムへの利用者登録が必要となります。（個人として登録してください。）

登録の際に取得したIDとパスワードは必ず控えておいてください。IDとパスワードを忘れると、申込み及び受験票のダウンロードができません。

- ※ 横浜市電子申請・届出システムへの登録だけでは、試験の申込みは完了していません。必ず、「3 横浜市電子申請・届出システム上での申込み」に沿って手続きを行ってください。

【次ページに続く】

3 横浜市電子申請・届出システム上での申込み

- 横浜市電子申請・届出システムにログインし、[個人向け手続き]から申込みを行う試験の手続件名を検索し、選択します。
- [内容詳細]で手続内容を確認し、「次へ進む」から必要事項を入力します。
- ※ 入力フォームは、1ページから5ページまであり、1～2ページが申込書、3～4ページがエントリーシート、5ページがアンケートになっています。
- すべての必須項目を入力し、入力内容及び指定の文字数に収まっていることを確認した後、「申請する」ボタンをクリックします。
- ※ 送信後は、入力した内容及びエントリーシートの修正はできません。選択した区分等に間違いがないことを十分に確認してください。
ただし、締切前の段階であれば、申込みを取り下げた上で、再度申し込むことが可能です。取り下げについては、[ヘルプ]>「横浜市電子申請・届出システムの操作マニュアル」>「4.手続きの申請」>「4.10 手続きの申請の取り下げ・窓口予約の取り消しを行う」を確認してください。
- ※ 画面が表示されてから 60 分以内に次画面（送信画面）に進まないとタイムアウトになります。タイムアウトになった場合は、入力した内容は破棄されるため、再操作が必要となります。
なお、入力内容は一時保存ができます。保存が必要な場合は、ページ下 [保存してあとで申請する] から、保存をしてください。
- 横浜市電子申請・届出システムの「マイページ」にある利用者メニューの「申請履歴・委任状の確認」から、申込みした手続きの申請状況に「申請を送信しました」の文字が表示されていることを確認できれば、申込みは完了です。
- 横浜市電子申請・届出システムに登録したメールアドレスに申請の到達をお知らせするメールが送信されます。

4 受験票の発行

- 受験票は、PDFファイルで発行します。
- 8月30日（水）から9月1日（金）の間に、横浜市電子申請・届出システムのマイページに受験票を添付する作業を行います。
- ※ 9月4日（月）を過ぎても添付ファイルがない場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。
- ※ 9月4日（月）までは、受験票の添付状況等に関する問合せは御遠慮ください。
- 受験票には、最近6か月以内に撮影した、鮮明な写真1枚（縦4cm×横3cm程度、上半身、正面向き、脱帽カラー・白黒いずれも可、裏面に試験区分・氏名を記入）を貼って、第一次試験当日に持参してください。

◎試験区分を選択するときは要注意◎

申込時に入力する申請書の内容は申込完了後、修正はできません。
選択する区分を間違えないように注意してください。

◎エントリーシートを入力するときは要注意◎

申込時に入力するエントリーシートは申込完了後、修正は一切できません。
申し込む前に入力内容を必ず確認してください。

- ※ 締切前の段階であれば、申込みを取り下げた上で、再度申し込むことが可能ですが、申込締切後に取り下げた場合は「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することができません。
- ※ 本試験と、「令和5年度就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験」の両方を申し込むことはできません。なお、両試験の申込締切時点で、両方の申込みを行っている場合は、本試験の申込みを有効な申込みとして取り扱います。
また、本試験の締切以降に、申込みの申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することはできません。

12 試験に関する注意事項

ホームページに掲載している下記通知を御確認ください。

▼「令和5年度横浜市職員採用試験・選考受験にあたって」及び「令和5年度横浜市職員採用試験・選考における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）」

【URL及び二次元コード】



<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyukenkakunin.html>

13 その他

- (1) 申込完了後の試験区分の変更は認めません。
- (2) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 問題は活字印刷文による出題です。
- (5) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず7月19日（水）午前10時までに電話・FAX等で人事委員会事務局任用課に相談してください。
- (6) 試験・選考日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、ホームページ及び横浜市人事委員会事務局公式Twitterでお知らせしますので、確認してください。

14 よくある質問

Q インターネットでの申込みがうまくできません。

A 横浜市電子申請・届出システムのトップページ下にある「動作環境」や「よくあるご質問」のページを参照し、動作環境を整えてから申込みをしてください。

なお、申込手続は御自身の端末でなくても構いません。学校のパソコンなど、インターネット環境が整っていれば申込みは可能です（別途、受験票発行の際にプリンターとPDFファイルが閲覧できるビューア（Adobe Acrobat Reader DC など）が必要。）。

障害等の理由により、インターネットでの申込みが難しい場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

Q 横浜市電子申請・届出システムのID・パスワードを忘れてしまいました。

A 横浜市電子申請・届出システムの「よくある質問」にある 3. 利用者ID・パスワードについての質問 を参照し、手続を行ってください。

Q 受験票はいつ添付されますか。

A 8月30日（水）から9月1日（金）の間に、横浜市電子申請・届出システムのマイページに受験票を添付する作業を行います。

9月4日（月）を過ぎても添付ファイルがない場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

9月4日（月）までは、受験票の添付状況等に関する問合せは御遠慮ください。

Q 申込みが完了しているのか不安です。

A 横浜市電子申請・届出システムの「マイページ」にある利用者メニューの「申請履歴・委任状の確認」から、申込みした手続きの申請状況に「申請を送信しました」の文字が表示されていることを確認できれば、申込みは完了しています。また、横浜市電子申請・届出システムに登録したメールアドレスに申請の到達をお知らせするメールが届いていれば、申込みは完了しています。

Q 受験に際して、居住地、出身校、職歴、就職活動状況（併願状況）などによる有利・不利はありますか。

A 採用試験の可否は試験の結果のみで決定しており、そのようなことは一切ありません。

Q 過去に出題した問題は公表していますか。

A 教養・専門の過去に出題した問題は公表していません。

ただし、教養・専門の例題、論文の過去に出題した問題及び学校事務、学校栄養区分の論文の例題は、ホームページに掲載しています。

Q 受験を辞退する場合、申込みを取り下げる必要はありますか。

A 取り下げる必要はありません。また、辞退する際は当日の欠席をもって辞退とみなしますので、辞退する旨の連絡は不要です。

Q 契約社員や派遣社員としての経験年数はどのように取り扱われますか。

A 例として、6か月ごとの雇用契約であった場合、同じ企業・団体等に継続して2年以上（※）勤務していれば、経験年数としてカウントできます。また、同一の雇用者に実態として2年以上（※）継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した際にその期間が2年以上（※）であれば、その期間を職務経験に通算することができます。ただし、契約更新までに前述した期間よりも長い期間が空くなど継続していない場合は、同じ企業・団体等に勤務していても通算できません。

（※）社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士及び保健師区分は1年以上

Q 同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合（契約社員から正社員など）、経験年数は通算できますか。

A 週30時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。

Q 「労働契約の相手方が同一」とは、どのような場合ですか。

A 【労働契約の相手方が同一の場合】

例として、ある地方公共団体の教育委員会が募集する非常勤職員のスクールカウンセラーとして雇用され、当該地方公共団体内の複数の学校に勤務し、それぞれの学校での週あたりの勤務時間を合算すると週 30 時間以上となる場合、1つの職務経験として算定します。

【労働契約の相手方が異なる場合（心理区分以外）】

同一期間内であっても、別の企業・団体等で雇用され、それぞれの企業・団体等で週 15 時間ずつ勤務した場合、2つの職務経験を合算して週 30 時間以上の職務経験として算定することはできません。

【労働契約の相手方が異なる場合（心理区分）】

同一期間内に別の企業・団体等で雇用され、それぞれの企業・団体等で週 15 時間ずつ勤務した場合、2つの職務経験を合算して週 30 時間以上の職務経験として算定することができます。ただし、勤務した期間が2年未満の企業・団体等の経験は、週の勤務時間の合計に含めることはできません。

Q 出向により、別の会社に勤務した期間は通算できますか。

A 職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。

Q 受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。

A 受験資格を満たしていれば、受験は可能です。ただし、職歴の証明のため、雇用期間と一週間の勤務時間が分かる書類を最終合格後に提出いただく必要があります。人事委員会事務局まで問い合わせてください。

Q 会社名が変更(合併等も含む)なった場合、継続して通算できますか。

A 会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。

Q 育児・介護休業法による短時間勤務制度利用のため、週あたりの勤務時間が 30 時間に満たない期間があります。この場合、この期間を職務経験に含めることはできますか。

A 育児・介護休業法等による短時間勤務制度を利用していた場合に限り、週あたりの勤務時間が 30 時間に満たない場合でも、職務経験に含めることが可能です。

Q 職歴証明書及び資格登録・学歴・免許取得に係る証明書を提出できない場合はどうなりますか。

A 最終合格後に受験資格を有することを確認できる職歴証明書及び資格登録・学歴・免許取得に係る証明書を提出できない場合は、合格を取り消します。

提出する職歴証明書には、法人名（団体名）、代表者名、社判（団体印）、勤務期間（活動期間）、休憩時間を除いた 1 週間の勤務時間（活動内容）などの記載が必要です。

※（ ）内は、国際貢献活動の経験者などが該当します。

Q 自営業の場合は、何を提出すればよいですか。

A 事業所の代表者名で作成する職歴証明書のほかに、営業時間・営業日、開業期間などを客観的に証明できる書類等が必要になります。人事委員会事務局まで問い合わせてください。

Q 前職の経験が活かされる配属となるのですか。

A 配属にあたっては、これまで培ってきた知識、経験等を活かした職務をはじめ、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に配置されます。したがって、最終合格後に希望を述べることはできますが、必ずしも希望どおりの配属となる訳ではありません。

【求められる職員像<全試験共通>】

■ヨコハマを愛し

横浜と横浜市民に対して強い関心を持ち、市民に貢献する仕事に誇りと自信を持つ
市民の目線で考え、相手の立場や気持ちに寄り添い、主体的に行動する
“開かれた都市・横浜”の魅力を理解・発信し、国際貢献できる人材を目指す

■市民に信頼され

公務員としての自覚を持ち、「職員行動基準」に沿って誠実・公正に行動する
知識・能力を備え、やるべきことを着実にやり、自らの役割・責任を果たす
人権とコンプライアンスの意識、協働の姿勢を持ち、市民と信頼関係を築く

■自ら考え行動する職員

課題解決に向けて主体的に取り組み、「チーム横浜」で日々の業務にチャレンジする
自らのキャリアを考え、積極的に能力開発に取り組む
全体の奉仕者として自らに求められていることを考え、行動する

▼令和4年度実施結果

横浜市職員採用案内ホームページの実施状況・結果をご確認ください。



▼URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyokyo/>

【問合せ】

横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045 (671) 3347 FAX 045 (641) 2757

▼ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>

▼横浜市人事委員会事務局公式 Twitter @yokohama_ninyo

▼横浜市人事委員会事務局公式 Instagram @yokohama_recruit

